

警 察 署 協 議 会 会 議 録

博多警察署協議会

開催年月日時	平成30年9月28日（金） 午後3時30分 から 同 日 午後5時25分 まで	
開催場所	博多警察署1階小会議室、福岡県警察本部直轄警察犬訓練所	
出席者	警察署協議会	副会長以下13名
	警察署	署長、会計管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備管理官、総務第一課長、総務第二課長 計8名（他事務局2名）
議 事 概 要		
<p>【副会長挨拶（要旨）】 本日は会長が欠席することとなったので、私が議事進行等を勤めさせていただく。先日、皇太子同妃殿下の警衛に際し、多くの福岡県警の警察官が警戒にあたっていることを目の当たりにした。警戒に従事された職員の方々は、緊張の日々であったのではないかと思います。御苦労さまでした。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】 日頃から当署の活動に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。本日は、福岡県警察学校を卒業した新任警察官の配置日であり、当署にも配置された。これから我々がしっかりとこの若い警察官を育てていく所存である。皆様にあっても、温かい目でお見守りいただきたいと思う。</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 少年の非行防止と立ち直り支援に関する取組（署長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福岡県の非行の現状 (2) 博多区の犯罪の現状 (3) 中学校卒業式後の博多駅い集問題 (4) 児童虐待 (5) 各種取組 <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関等との合同パトロール、合同対策会議、非行防止キャンペーン イ 小学校、中学校及び高校での講習会 ウ 近隣商業施設への各種協力（電光掲示板、ポスター掲示等） <p>2 重要犯罪の認知・検挙状況（署長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本年中の重要犯罪認知・検挙状況（1～7月） 		

議 事 概 要

(2) 主な検挙事件

- ア ネパール人による殺人未遂事件
- イ 連続タクシー強盗事件
- ウ 非現住建造物等放火事件
- エ 女兒に対するわいせつ誘拐・強姦性交等未遂事件

(3) 検挙方策～科学技術の活用～

- ア DNA型鑑定
- イ デジタル・フォレンジック
- ウ 情報分析支援システム
- エ 防犯カメラ解析

【意見・質疑・要望】

- 委員から、「逃亡犯を発生させない留置業務をお願いしたい。」旨の要望があり、総務第二課長から「大阪府警において被留置者逃亡事案があったが、当署の面会室は、大阪府警のものと構造が異なっている。面会室については、毎朝の点検を実施し、不具合等の確認をして、逃走事故防止に努めている。また当署ではそれに加え、署長、副署長による目視点検、留置係員の検討会、指導教養等の対策を講じているところである。」旨の回答があった。
- 委員から、「中洲地区における案内所が以前に比べて増加傾向にあるのではないかと懸念している。」旨の意見があり、総務第二課長から、「平成23年の22店舗から8月末現在62店舗に増加している。過去には風俗案内所と暴力団との繋がりが認められ、暴排条例に基づく勧告を実施するなどしている。また、中洲町連合会、不動産会社・ビルオーナー、警察の三者によって構成された会議を設け、風俗案内所対策等中洲地区の環境浄化等を目的とした意見交換を行い、官民一体となった対策を推進しているところである。」旨の回答があった。
- 委員から、「福岡では自転車に関係する事故が増え、かつ福岡はマナーも悪いと評判で、取り締まる必要があるのではないか。」旨の意見があり、総務第二課長から、「県警では、自転車に関連する交通事故抑止のため、総合計画を策定し、広報啓発や交通指導取締りを行っている。また毎月、自転車一斉街頭指導日や自転車特別指導取締り日を設け、各署の情勢に応じた活動を展開している。また、当署においてはJR駅等において悪質かつ危険な自転車乗用者に対して、指導取締り活動を強化しており、8月末現在の検挙数は、県下全体の50%を占め、約900件の警告書を交付した。広報啓発活動は、関係機関・団体の方と交通安全県民運動をはじめ、各種イベント時にキャンペーンを行っており、小・中学生や企業に対する交通安全教室・講話時には、正しい自転車利用について指導を行っている。」旨の回答があった。
- 委員から、「特攻服を着た少年を補導した後、どのような措置を取るのか。」旨の質疑があり、署長から、「基本的には警察署に連れてきた後、親に引き渡すという措置を取っている。」旨の回答があり、さらに別の委員から、「博多区には特攻服を着て活動している少年はいるのか。」旨の質疑があり、署長

議 事 概 要

から、「特攻服を着用して活動している少年や、博多区内での暴走族に関する110番受理件数は減少傾向にあるが、各種イベント時にそれらを着用する者がいる現状がある。」旨の回答があった。

さらに別の委員から、「特攻服を着用することが何らかの法律に触れることになるのか。」旨の質疑があり、署長からは、「法律に触れるものではないが、特攻服を着て多人数でたむろすることは、少年の健全育成の点において適切ではなく、また、他の通行者の迷惑になっている問題もある。よって警察においては補導している。」旨の回答があり、他の委員からは、「特攻服を着用した者らがたむろする件に関して、鉄道を管理する施設管理者としては、お客様からの意見・通報を受け、会社として最大限の対策を取った上で、博多署の協力をいただいて対応をしており、博多署には感謝している。」旨の意見があった。

【閉会】

以上で、平成30年度第2回博多警察署を閉会した。